

特定個人情報保護評価書新旧対照表

新	旧
<p>基本事項</p> <p>1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 事務の名称 (略) 事務の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査（犯則事件の調査を含む。）に関する事務であって主務省令で定めるもの ・地方法人特別税等に関する暫定措置法による地方法人特別税の賦課徴収又は地方法人特別税に関する調査（犯則事件の調査を含む。）に関する事務 <p>1. 納税者からの申告及び届出等による課税業務（個人事業税、不動産取得税、自動車税等）</p> <p>2. 収納及び課税の情報による収納、還付、充当等を行う収納管理業務</p> <p>3. 滞納者情報による催告書等送付や滞納整理を行う滞納整理業務</p> <p>4. 納税者のあて名情報の管理を行うあて名管理業務</p> <p>納税者から提出される 個人番号が記載された 申告書等を受け付け、確認を行う。</p> <p>関係機関等からの情報により 個人番号が記載された 申告書等の確認を行う。</p> <p>必要に応じて納税者や申告書等の内容について調査を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ～ により課税した内容について、納税者に納税通知書を送付する。 ～ により決定した減免決定について、納税者に減免決定通知書等を送付する。 <p>納税者が納付書等により納付したことについて、金融機関からの領収済通知書等により確認する。</p>	<p>基本事項</p> <p>1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 事務の名称 (略) 事務の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査（犯則事件の調査を含む。）に関する事務であって主務省令で定めるもの ・地方法人特別税等に関する暫定措置法による地方法人特別税の賦課徴収又は地方法人特別税に関する調査（犯則事件の調査を含む。）に関する事務 <p>1. 納税者からの申告及び届出等による課税業務（個人事業税、不動産取得税、自動車税等）</p> <p>2. 収納及び課税の情報による収納、還付、充当等を行う収納管理業務</p> <p>3. 滞納者情報による催告書等送付や滞納整理を行う滞納整理業務</p> <p>4. 納税者のあて名情報の管理を行うあて名管理業務</p> <p>納税者から提出される _____ 申告書等を受け付け、確認を行う。</p> <p>関係機関等からの情報により _____ 申告書等の確認を行う。</p> <p>必要に応じて納税者や申告書等の内容について調査を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ～ により課税した内容について、納税者に納税通知書を送付する。 ～ により決定した減免決定について、納税者に減免決定通知書等を送付する。 <p>納税者が納付書等により納付したことについて、金融機関からの領収済通知書等により確認する。</p>

納付額が課税額より多い場合は、納税者に還付充当通知書の送付と超過額の還付を行う。

納税者からの個人番号が記載された納税証明書交付請求書を受け付け、確認を行う。

に係る納税証明書を納税者に交付する。

納税者からの納付がない場合や納付額が課税額より少ない場合は、納税者に督促状を送付する。

() 督促した納税者から納付がない場合や納付額が課税額より少ない場合は、催告書の送付や滞納整理を行う。

「(別添1)事務の内容」を参照

対象人数 (略)

2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム (略)

3. 特定個人情報ファイル名 (略)

4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由 (略)

5. 個人番号の利用 (略)

6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 (略)

7. 評価実施期間における担当部署 (略)

8. その他評価実施機関 (略)

納付額が課税額より多い場合は、納税者に還付充当通知書の送付と超過額の還付を行う。

納税者からの _____ 納税証明書交付請求書を受け付け、確認を行う。

に係る納税証明書を納税者に交付する。

納税者からの納付がない場合や納付額が課税額より少ない場合は、納税者に督促状を送付する。

() 督促した納税者から納付がない場合や納付額が課税額より少ない場合は、催告書の送付や滞納整理を行う。

「(別添1)事務の内容」を参照

対象人数 (略)

2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム (略)

3. 特定個人情報ファイル名 (略)

4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由 (略)

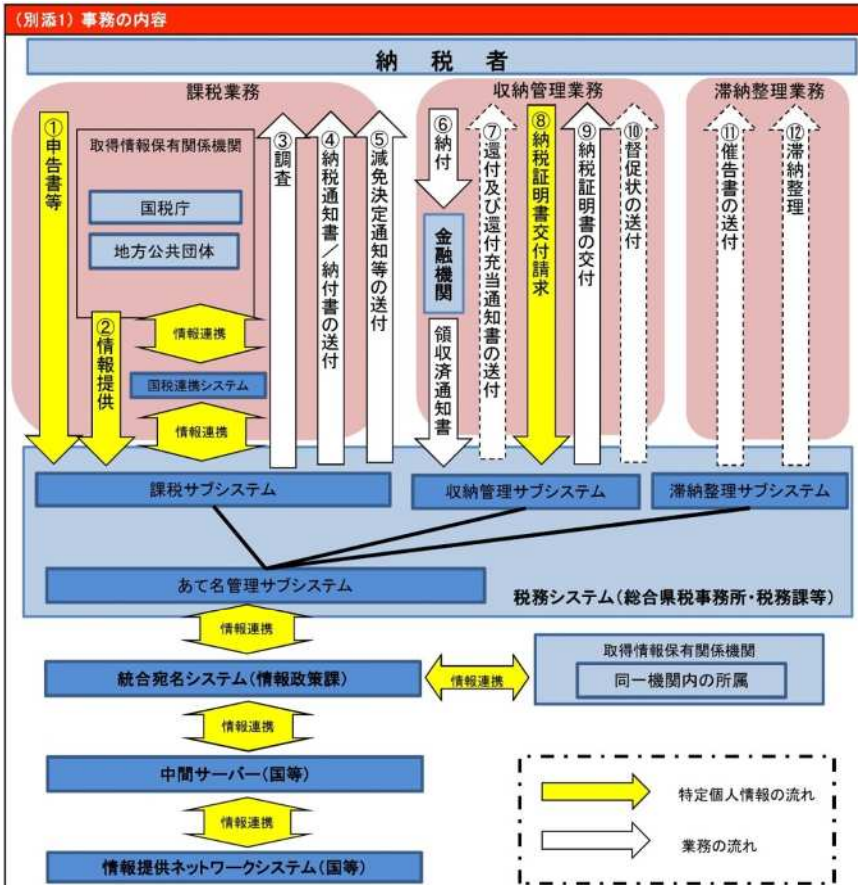
5. 個人番号の利用 (略)

6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 (略)

7. 評価実施期間における担当部署 (略)

8. その他評価実施機関 (略)

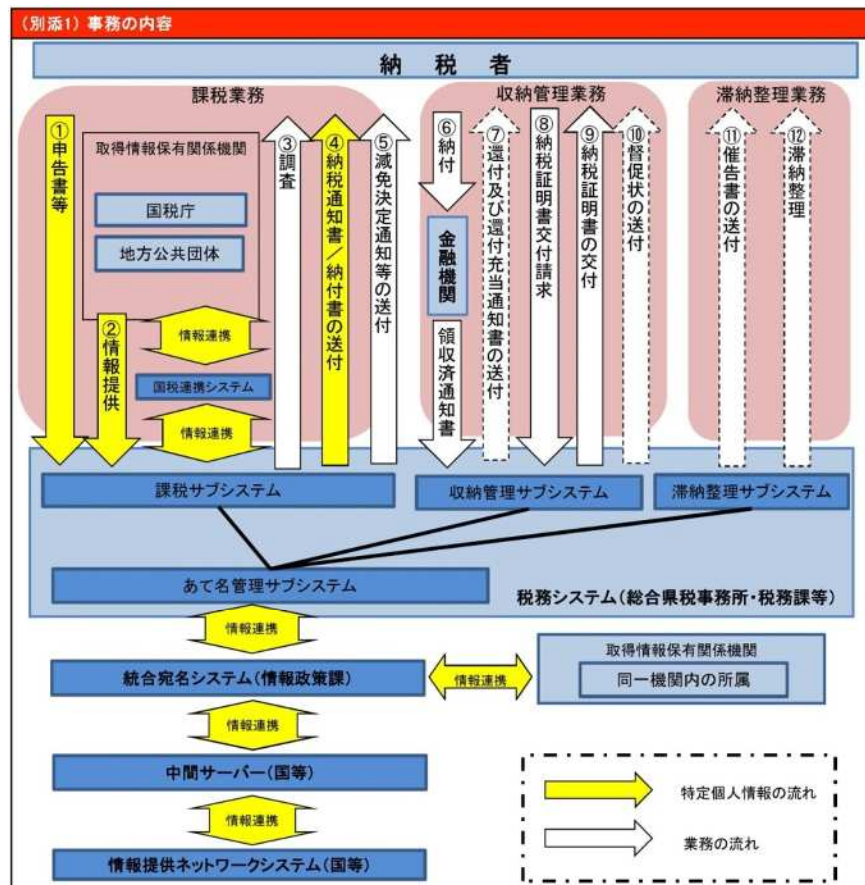
(別添1) 事務の内容



(備考)

- ① 納税者から提出される個人番号が記載された申告書等を受け付け、確認を行う。
- ② 関係機関等からの情報により個人番号が記載された申告書等の確認を行う。
- ③ 必要に応じて納税者や申告書等の内容について調査を行う。
- ④ ①～③により課税した内容について、納税者に納税通知書を送付する。
- ⑤ ①～③により決定した減免決定について、納税者に減免決定通知書等を送付する。
- ⑥ 納税者が納付書等により納付したことについて、金融機関からの領収済通知書等により確認する。
- ⑦ 納付額が課税額より多い場合は、納税者に還付充当通知書の送付と超過額の還付を行う。
- ⑧ 納税者からの個人番号が記載された納税証明書交付請求書を受け付け、確認を行う。
- ⑨ ⑧に係る納税証明書を納税者に交付する。
- ⑩ 納税者からの納付がない場合や納付額が課税額より少ない場合は、納税者に督促状を送付する。
- ⑪ ⑩督促した納税者から納付がない場合や納付額が課税額より少ない場合は、催告書の送付や滞納整理を行う。

(別添1) 事務の内容



(備考)

- ① 納税者から提出される申告書等を受け付け、確認を行う。
- ② 関係機関等からの情報により申告書等の確認を行う。
- ③ 必要に応じて納税者や申告書等の内容について調査を行う。
- ④ ①～③により課税した内容について、納税者に納税通知書を送付する。
- ⑤ ①～③により決定した減免決定について、納税者に減免決定通知書等を送付する。
- ⑥ 納税者が納付書等により納付したことについて、金融機関からの領収済通知書等により確認する。
- ⑦ 納付額が課税額より多い場合は、納税者に還付充当通知書の送付と超過額の還付を行う。
- ⑧ 納税者からの納税証明書交付請求書を受け付け、確認を行う。
- ⑨ ⑧に係る納税証明書を納税者に交付する。
- ⑩ 納税者からの納付がない場合や納付額が課税額より少ない場合は、納税者に督促状を送付する。
- ⑪ ⑩督促した納税者から納付がない場合や納付額が課税額より少ない場合は、催告書の送付や滞納整理を行う。

特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名 (略)
2. 基本情報 (略)
3. 特定個人情報の入手・使用 (略)
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託
委託の有無

[委託する]

(6) 件

委託事項 1 ~ 委託事項 4 (略)

特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名 (略)
2. 基本情報 (略)
3. 特定個人情報の入手・使用 (略)
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託
委託の有無

[委託する]

(4) 件

委託事項 1 ~ 委託事項 4 (略)

委託事項 5

委託事項 5		山梨県新税務システム構築業務委託
①委託内容		新税務システムの設計・構築及び付帯作業等の業務全般
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[特定個人情報ファイルの全体]	<選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	納税者及び課税調査対象者
	その妥当性	税務システムの開発及び運用業務で実績がある委託先は、県税の公平・公正な賦課、徴収を目的として必要な範囲の特定個人情報を保有している新税務システムの設計・構築等に関する業務を行うため、県税に係る納税者及び課税調査対象者の情報を取り扱う必要がある。
③委託先における取扱者数		<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[] 専用線 [] 電子メール [<input type="radio"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑤委託先名の確認方法		委託先が決定した際には入札結果(随意契約結果)を公表している。
⑥委託先名		株式会社エヌ・ティ・ティ・データ
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	原則として禁止されているが、委託先より再委託に関する協議の提出を受けた場合は、内容を審査した上で承認するか判断をしている。
	⑨再委託事項	新税務システム構築業務の一部

委託事項 6

委託事項 6	新税務システム構築に係るデータ移行業務
①委託内容	新税務システム構築に係るデータ移行業務
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[特定個人情報ファイルの全体] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
対象となる本人の範囲 ※	納税者及び課税調査対象者
その妥当性	税務システムの開発及び運用業務で実績がある委託先は、県税の公平・公正な賦課、徴収を目的として必要な範囲の特定個人情報を保有している新税務システム構築に係るデータ移行業務を行うため、県税に係る納税者及び課税調査対象者の情報を取り扱う必要がある。
③委託先における取扱者数	[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	[] 専用線 [] 電子メール [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 () [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑤委託先名の確認方法	委託先が決定した際には入札結果(随意契約結果)を公表している。
⑥委託先名	
再委託	
⑦再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
⑧再委託の許諾方法	原則として禁止されているが、委託先より再委託に関する協議の提出を受けた場合は、内容を審査した上で承認するか判断をしている。
⑨再委託事項	新税務システム構築に係るデータ移行業務の一部

5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）（略）

6. 特定個人情報の保管・消去（略）

7. 備考（略）

5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）（略）

6. 特定個人情報の保管・消去（略）

7. 備考（略）

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

< 税務システムデータベースファイル(現行) > (略)

< 税務システムデータベースファイル(新) >

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

< 税務システムデータベースファイル(新) >

【テーブル名: 共通番号】

1. 納税者番号、2. 基本情報履歴連番、3. 共通番号、4. 支店番号、5. 人格区分、6. 氏名名称、7. 通称名、8. アルファベット氏名、9. 氏名名称カナ、10. 通称名カナ、11. アルファベット氏名カナ、12. 市町村コード、13. 住所、14. 開始年月日、15. 照会年月日、16. 性別、17. 一括照会フラグ、18. 一括照会状態、19. 真正性確認年月日、20. 真正性確認状態、21. 共通番号取得源、22. 外字情報氏名外字数、23. 外字情報住所外字数、24. 登録年月日、25. 登録事務所コード、26. 登録税目コード、27. 登録事由コード、28. 異動年月日、29. 異動事務所コード、30. 異動税目コード、31. 異動事由コード、32. 統合宛番号、33. 統合宛名連携年月日、34. 統合宛名連携区分、35. メモ、36. ユーザID、37. 生存状況、38. 外部IF特定キー、39. 外部IF税目コード、40. 外部IF事務所コード

【テーブル名: 納税者】

1. 納税者番号、2. 納税者履歴連番、3. 共通番号、4. 人格区分、5. 法人格コード、6. 法人格前後コード、7. 氏名名称、8. 支店営業所名、9. 氏名名称カナ、10. 住所コード、11. 郵便番号、12. 住所、13. 番地、14. 方書、15. カスタマバーコード、16. 検索用氏名名称、17. 検索用支店営業所名、18. 検索用氏名名称カナ、19. 名寄せ用住所、20. 名寄せ用番地、21. 名寄せ用方書、22. 名寄せ用氏名名称、23. 名寄せ用住所所在地、24. 電話番号、25. 携帯電話番号、26. FAX番号、27. メールアドレス、28. 開始年月日、29. 終了年月日、30. 注意喚起区分、31. 名寄せ可否区分、32. 納税者メモ、33. 登録年月日、34. 登録事務所コード、35. 登録税目コード、36. 登録事由コード、37. 異動年月日、38. 異動事務所コード、39. 異動税目コード、40. 異動事由コード、41. ユーザID、42. 本店納税者番号、43. 個人情報非開示、44. 居所区分

【テーブル名: 課税あて名】

1. 課税番号、2. 課税あて名履歴連番、3. 事務所コード、4. 税目コード、5. 課税あて名名称、6. 課税あて名住所コード、7. 課税あて名郵便番号、8. 課税あて名住所、9. 課税あて名番地、10. 課税あて名方書、11. 課税あて名カスタマバーコード、12. 課税あて名検索用名称、13. 課税あて名電話番号、14. 課税あて名携帯電話番号、15. 課税あて名FAX番号、16. 課税あて名状態コード、17. 開業開始申請日、18. 開業開始年月日、19. 廃業廃止申請日、20. 廃業廃止年月日、21. 課税あて名メモ、22. 一括異動状態区分、23. 異動年月日、24. 異動事務所コード、25. 異動税目コード、26. 異動事由コード、27. ユーザID

【テーブル名: 納税者管理】

1. 課税番号、2. 納税者番号、3. 納税者管理履歴連番、4. 納税者区分、5. 承継者種別、6. 開始年月日、7. 終了年月日、8. 税目コード、9. 送付先区分、10. 気付送付先連番、11. 異動年月日、12. 異動事務所コード、13. 異動税目コード、14. 異動事由コード

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

< 税務システムデータベースファイル(現行) > (略)

特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策（略）

その他のリスク対策（略）

開示請求、問合せ（略）

評価実施手続（略）

特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策（略）

その他のリスク対策（略）

開示請求、問合せ（略）

評価実施手続（略）